

草津市告示第 2 1 2 号

草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱（令和 6 年草津市告示第 5 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<u>令和 5 年度草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱</u> 第 1 条～第 1 5 条 《現行どおり》	<u>草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱</u> 第 1 条～第 1 5 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 7 日から施行する。

（令和 6 年 7 月 1 7 日掲示済み）

草津市告示第 2 1 3 号

保護樹木の指定解除案について

次の樹木について、草津市の良好な環境保全条例（昭和 5 3 年草津市条例第 2 6 号）第 1 8 条第 1 項に規定する保護樹木の指定を解除しようとするので、同条第 2 項の規定により、第 1 2 条第 8 項の規定により準ずる同条第 3 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 (1) 保護樹木の名称
大路二丁目・小汐井神社のムクノキ
- (2) 保護樹木の所在地
ア 土地の表示
草津市大路二丁目
イ 位置図
別紙 1 のとおり
- (3) 指定解除案を縦覧に供する場所および縦覧期間
ア 場 所
草津市環境経済部環境政策課
大路まちづくりセン

- ター
イ 期 間
令和 6 年 7 月 1 8 日
から令和 6 年 7 月
3 1 日まで
- 2 その他の事項
当該樹木に係る住民および土地所有者等は縦覧期間満了日までに縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

（令和 6 年 7 月 1 8 日掲示済み）

草津市告示第 2 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業番号
デイサービス オリーブ別邸	滋賀県 草津市 野路東 五丁目 4番2 2号	株式会社 シトラス 滋賀県草 津市草津 四丁目8 番13号	代表取締役 奥村 絵里 滋賀県草津市 青地町 1567番地1	地域密着 型通所介護	令和6年 7月20日	259060421

(令和6年7月23日揭示済み)

草津市告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和6年7月23日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業番号
デイサービス オリーブ別邸	滋賀県 草津市 野路東 五丁目 4番2 2号	株式会社 シトラス 滋賀県草 津市草津 四丁目8 番13号	代表取締役 奥村 絵里 滋賀県草津市 青地町	介護予防 型通所サ ービス	令和6年 7月20日	259060421

			1567 番地1			
--	--	--	-------------	--	--	--

(令和6年7月23日揭示済み)

草津市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年7月26日から令和6年8月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類別 市道

整理番号	旧新別	路線名	起点	重要な経過地
			終点	
6609	変更前	西大路4号線	草津市西大路町字下ノ町	
			草津市西大路町字野々井	
	変更後	西大路4号線	草津市西大路町字下ノ町	
			草津市野村三丁目字川筋	

(令和6年7月26日揭示済み)

草津市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和6年7月26日から令和6年8月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		区 間	敷地の幅員 最小～最大(m)	延長 (m)	備考
66 09	西大路 4号線	草津市西大路町字下ノ町823番から 草津市野村三丁目字川筋37番11まで	5.7～12.8	188.8	

(令和6年7月26日揭示済み)

草津市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月26日から令和6年8月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
66 09	西大路 4号線	草津市西大路町字下ノ町823番から 草津市野村三丁目字川筋37番11まで	令和6年 7月26日	

(令和6年7月26日揭示済み)

草津市告示第219号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年8月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 1件 |
| (2) 軽自動車税（種別割） | 1件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 1件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 2件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 1件 |

計6件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年8月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	軽自動車税（種別割）	国民健康保険税
TRAN QUANG THIEN	草津市笠山四丁目15番24-202号 コーボなぎ	令和6年度随時期		
天満 公栄	和泉市伏屋町3丁目32番81号		令和6年度全期	
紙谷 誠二	草津市青地町213番地1-315 ディアコート青地Ⅱ			令和6年度随時期

差 押 調 書（謄本）公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
岡野 圭子	滋賀県草津市西渋川二丁目6番40号	発番 令和6年 6月10日 草納発第539号
西脇 拓海	東京都町田市市中町3丁目5番11号P r o g r e s s M A C H I D A 1 0 2	発番 令和6年 6月18日 草納発第593号

配 当 計 算 書（謄本）公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
岡野 圭子	滋賀県草津市西渋川二丁目6番40号	発番 令和6年 6月24日 草納発第683号

（令和 6 年 8 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 2 0 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 3 項および第 4 9 条の 7 第 2 項の規定に基づき、指定緊急避難場所および指定避難所を下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

NO	施設名	指定緊急避難場所（種類区分）					指 定 避 難 所
		洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	大規 模な 火事	内水 氾濫	
1	草津市 立プー ル	○	○	○	○	○	○

（令和 6 年 8 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 221 号

草津市草津宿場まつり開催事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市草津宿場まつり開催事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

(草津市草津宿場まつり開催事業補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 草津市草津宿場まつり開催事業補助金交付要綱（平成 31 年草津市告示第 126 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 (補助金の額) 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等の収入（<u>補助対象経費以外に要した経費がある場合は当該額を控除した額</u>）を控除した金額とする。 第 5 条～第 7 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	1 条～第 3 条 《省略》 (補助金の額) 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等の収入を控除した金額とする。 第 5 条～第 7 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

(草津市草津街あかり華あかり夢あかり開催事業補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 草津市草津街あかり華あかり夢あかり開催事業補助金交付要綱（平成 31 年草津市告示第 127 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>草津市くさつ華あかりフェスタ開催事業補助金交付要綱</u> (趣旨) 第 1 条 市長は、商店街および観光の振興を図るため、<u>くさつ華あかりフェスタ</u>開催事業に要する経費に対し予算の範囲内において<u>くさつ華あかりフェスタ</u>開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条～第 3 条 《現行どおり》 (補助金の額) 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等（草津商工会議	<u>草津市街あかり華あかり夢あかり開催事業補助金交付要綱</u> (趣旨) 第 1 条 市長は、<u>秋の風物詩</u>として定着している<u>草津街あかり華あかり夢あかり</u>を支援し、商店街および観光の振興を図るため、<u>草津街あかり華あかり夢あかり</u>開催事業に要する経費に対し予算の範囲内において<u>草津街あかり華あかり夢あかり</u>開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条～第 3 条 《省略》 (補助金の額) 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等（草津商工会議

改正後	改正前								
所および草津市商店街連盟の負担金を除く。)の収入 <u>(補助対象経費以外に要した経費がある場合は当該額を控除した額)</u> を控除した金額とする。 第 5 条～第 7 条 《現行どおり》 別表 (第 3 条関係) <table border="1"> <tr> <th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th></tr> <tr> <td><u>くさつ華あかりフェスタ</u>開催事業</td><td>当該事業の開催に要する経費 (催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料、事務費または人件費に限る。)</td></tr> </table> 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	補助対象事業	補助対象経費	<u>くさつ華あかりフェスタ</u> 開催事業	当該事業の開催に要する経費 (催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料、事務費または人件費に限る。)	所および草津市商店街連盟の負担金を除く。)の収入を控除した金額とする。 第 5 条～第 7 条 《省略》 別表 (第 3 条関係) <table border="1"> <tr> <th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th></tr> <tr> <td><u>草津街あかり華あかり夢あかり</u>開催事業</td><td>当該事業の開催に要する経費 (催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料、事務費または人件費に限る。)</td></tr> </table> 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》	補助対象事業	補助対象経費	<u>草津街あかり華あかり夢あかり</u> 開催事業	当該事業の開催に要する経費 (催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料、事務費または人件費に限る。)
補助対象事業	補助対象経費								
<u>くさつ華あかりフェスタ</u> 開催事業	当該事業の開催に要する経費 (催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料、事務費または人件費に限る。)								
補助対象事業	補助対象経費								
<u>草津街あかり華あかり夢あかり</u> 開催事業	当該事業の開催に要する経費 (催事費、会場費、警備費、広告宣伝費、イベント保険料、事務費または人件費に限る。)								

(草津市みなくさまつり開催事業補助金交付要綱の一部改正)

第 3 条 草津市みなくさまつり開催事業補助金交付要綱 (平成 3 1 年草津市告示第 1 2 8 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 (補助金の額) 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等の収入 <u>(補助対象経費以外に要した経費がある場合は当該額を控除した額)</u> を控除した金額とする。 第 5 条～第 7 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 (補助金の額) 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費から協賛金、負担金、補助金、出展料等の収入を控除した金額とする。 第 5 条～第 7 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、令和 6 年度以降の補助金に適用する。

(令和 6 年 8 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 222 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護かえで	草津市追分南 1 丁目 8-34	令和 6 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 223 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護かえで	草津市追分南 1 丁目 8-34	令和 6 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 224 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション悠ライフ草津	草津市草津町 153 2 番地 1	令和 5 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 225 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 8 月 5 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和 6 年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 8 月 12 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

特定子ども・子育て支援施設等

別紙のとおり

氏名	住 所
岡田 忠彦	滋賀県草津市草津町 1 4 9 6 番地 2 エルシティー草津 2 番館 2 1 1 号
高田 秀一	滋賀県草津市追分四丁目 3 番 7 ー 2 0 2 号 シャンポールu

(令和 6 年 8 月 5 日揭示済み)

草津市告示第 2 2 6 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 3 項および第 4 9 条の 7 第 2 項の規定に基づき、指定緊急避難場所および指定避難所を下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

NO	施設名	指定緊急避難場所（種類区分）					指 定 避 難 所
		洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	
1	草津看護専門学校	○	○	○	○	○	○

(令和 6 年 8 月 7 日揭示済み)

草津市告示第 2 2 7 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等として確認を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

	特定子ども・子育て支援 提供者の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						備考		
					未移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	一時預か り事業 ④	病児保 育事業 ⑤	子育て援助 活動(ファミ リート・サポー ト・セン ター) ⑥			
1	学校法人草津仏教同心会	草津幼稚園	525-0034	草津二丁目13-24	(辞退)	—	○	—	—	—	令和元年9月26日 (③預かり) 令和6年3月31日 (①未移行 (辞退)	併用可	預かり保育事業 (③)の利用時 における、認可 外保育施設等 (②④⑤⑥)と の併用可否(※ 欄外参照)
2	学校法人聖パウロ学園	光泉カトリック幼稚園	525-8566	野路町178	○	—	○	—	—	—	令和3年3月30日	併用可	
3	学校法人草津キリスト教学 園	信愛幼稚園	525-0032	大鷲一丁目17-11	(辞退)	—	○	—	—	—	令和元年9月26日 (③預かり) 令和6年3月31日 (①未移行 (辞退)	併用可	
4	学校法人若竹学園	若竹幼稚園	525-0031	若竹町1-8	○	—	—	—	—	—	令和元年9月26日	—	
5	医療法人徳洲会 近江草津 徳洲会病院	かみさき保育所	525-0054	東矢倉三丁目34-52	—	○	—	—	—	—	令和元年9月26日	—	
6	キッズルームたんぽぽ	キッズルームたんぽぽ	525-0031	若竹町1-13吉岡ビル 1階	—	(辞退)	—	—	—	—	令和元年9月26日 令和4年8月31日 (辞退)	—	
7	社会医療法人誠光会	社会医療法人誠光会 保育所 とつ と	525-8585	矢橋町1660	—	○	—	○	—	—	令和元年9月26日	令和4年8月31日で事業廃止	
8	京滋ヤクルト販売株式会社	京滋ヤクルト販売株式会社草津セン ター託児室	525-0027	野村一丁目22-25	—	○	—	—	—	—	令和元年9月26日	令和3年7月1日に「草津総合 病院院内託児所とつと」から 施設名称変更	
9	NPO法人逆賀シユクイナリーこ ども園ぞら	子ども園ぞら	525-0036	草津町1856-3	—	○	—	—	—	—	令和元年9月26日	—	
10	子どもの部屋	子どもの部屋	525-0025	西渡川二丁目6-8	—	(辞退)	—	—	—	—	令和元年9月26日 令和3年9月30日(辞退)	令和3年9月30日で事業廃止	
11	特定非営利活動法人エヌ ヒーロー子どもネットワーク センター天気が村	こんべいとう自然保育園	525-0033	東草津一丁目1-15	—	○	—	—	—	—	令和元年9月26日	—	
12	医療法人美馨会 南草津南 院	ひまわり託児所	525-0059	野路九丁目9-28 黒川ビル 2F	—	(辞退)	—	—	—	—	令和元年9月26日 令和3年2月28日(辞退)	令和3年2月末で事業廃止	
13	有限会社ボンサンス	プティット草津ルーム	525-0027	野村四丁目13-14	—	(辞退)	—	—	—	—	令和元年9月26日 令和4年3月13日(辞退)	令和4年3月13日で事業廃止	
14	株式会社マンアップ	プティット南草津ルーム	525-0059	野路一丁目4-16 MNK-3 1F	—	(辞退)	—	—	—	—	令和元年9月26日 令和6年2月29日(辞退)	令和6年2月29日で事業廃止	
15	有限会社ボンサンス	有限会社ボンサンス Care @ Mothers	525-0032	大鷲三丁目1-31 テラスイズム2-2	—	○	—	—	—	—	令和4年5月31日 (辞退)	—	
16	草津市	草津市立笠縫こども園	525-0028	上笠一丁目6-1	—	—	○	—	—	—	令和3年3月30日	併用不可	
17	草津市	草津市立笠縫東こども園	525-0023	平井三丁目8-2	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
18	草津市	草津市立草津中央おひまこども園	525-0034	草津三丁目13-10	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
19	草津市	草津市立志津こども園	525-0041	青地町845	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
20	草津市	草津市立老上こども園	525-0066	矢橋町4	—	—	○	—	—	—	令和2年3月30日	併用不可	
21	草津市	草津市立玉川こども園	525-0059	野路九丁目6-63	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	令和2年4月1日に玉川幼稚園 からこども園に移行	
22	草津市	草津市立笠縫こども園	525-0006	志那町278	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	令和2年4月1日に笠縫幼稚園 からこども園に移行	

	特定子ども・子育て支援 提供者の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						確認を行った年月日	預かり保育事業 (③) の利用時 における、認可 外保育施設等 (②④⑤⑥) と の併用可否 (※ 欄外参照)	備 考
					未移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	一時預 かり事 業 ④	病児保 育事業 ⑤	子育て援助 活動支援 事業(ファミ リート・セン ター) ⑥			
23	草津市	草津市立矢倉こども園	525-0053	矢倉二丁目5-21	—	—	○	—	—	—	令和3年3月30日	併用不可	令和4年4月1日に矢倉幼稚園 からこども園に移行
24	草津市	草津市立矢橋ふたばこども園	525-0066	矢橋町888-1	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
25	草津市	草津市立山田こども園	525-0063	南山田町672-2	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
26	社会福祉法人良友会	あゆみこども園	525-0023	平井二丁目13-3	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
27	社会福祉法人あさひ保育園	あさひこども園	525-0072	笠山一丁目1-40	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日 令和2年3月30日(③預かり)	併用不可	令和2年4月1日にあさひ保育 園からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
28	社会福祉法人モンチ優愛会	くさつ優愛保育園モンチ	525-0056	南笠町777	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
29	社会福祉法人志津保育園	志津保育園	525-0041	青地町946	—	—	○	—	—	—	令和3年3月30日	併用不可	
30	社会福祉法人さくらがおか	さくらがおかこども園	525-0057	桜ヶ丘一丁目1-2	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
31	社会福祉法人ご縁会	さくら坂こども園	525-0041	青地町1248-4	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
32	社会福祉法人ご縁会	さくら坂東こども園	525-0066	矢橋町235	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日(③預かり) 令和3年3月30日(④一時)	併用不可	R3.4から③預かり保育事業を 開始
33	社会福祉法人ご縁会	さくら坂南こども園	525-0066	矢橋町189	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日(④一時) 令和3年3月30日(③預かり)	併用不可	令和3年4月1日にさくら坂南 保育園からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
34	社会福祉法人良友会	浪川あゆみこども園	525-0025	西浪川二丁目7-7	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
35	社会福祉法人千草会	認定こども園 草津大谷保育園	525-0016	北大音町296	—	—	○	—	—	—	令和6年4月1日	併用不可	
36	社会福祉法人幸栄会	くるみこども園	525-0029	下笠町85	—	—	○	—	—	—	令和3年3月30日	併用不可	令和3年4月1日にくるみ保育 園からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
37	社会福祉法人淡路すきのこ 会	すきのここども園	525-0051	木川町591-1	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
38	学校法人京都橋学園	たちはな大谷こども園	525-0032	大谷二丁目1-55	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
39	株式会社成基	TAMランド野路こども園	525-0059	野路八丁目16-10	—	—	○	○	—	—	令和2年3月30日	併用不可	
40	学校法人滋賀カトリック学 園	認定こども園草津カトリック幼稚園	525-0034	草津一丁目9-21	—	—	○	—	—	—	令和元年9月26日	併用不可	
41	社会福祉法人みのり	みのり保育園	525-0028	上笠一丁目1-22	—	—	○	○	—	—	令和元年9月26日	併用不可	令和6年4月1日に「認定こ ども園みのり」から施設名称 変更
42	社会福祉法人幸栄会	緑波くるみこども園	525-0048	道分南五丁目20-21	—	—	○	—	—	—	令和3年3月30日	併用不可	令和3年4月1日に緑波くるみ 保育園からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
43	社会福祉法人三宝会	ののみらこども園	525-0059	野路六丁目8-10	—	—	○	—	—	—	令和5年3月31日	併用不可	

	特定子ども・子育て支援 提供者の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						預かり保育事業 (3)の利用時 における、認可 外保育施設等 (2)(4)(5)(6)と の併用可否(※ 欄外参照)	備考
					未移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	一時預か り事業 ④	病児保 育事業 ⑤	子育て援助 事業(ファミ リー・サポー ター・セン ター) ⑥		
44	有限会社ボンサンス	あおば南草津保育園	525-0050	南草津三丁目1-2	-	-	-	○	-	-	-	
45	社会福祉法人くじら	かがやきくじら保育園	525-0048	追分南一丁目3-3	-	-	-	○	-	-	-	
46	株式会社京進	京進のほいくえんHOPPA草津大野園	525-0032	大野一丁目15-41 ステートミナミ 1F	-	-	-	○	-	-	-	
47	株式会社京進	京進のほいくえんHOPPA草津野村園	525-0050	野村六丁目11-4 コンフォートT3 1F	-	-	-	○	-	-	-	
48	株式会社HOPPA	京進のほいくえんHOPPA草津若竹園	525-0031	若竹町7-10 ACT21 2F	-	-	-	○	-	-	-	
49	株式会社HOPPA	京進のほいくえんHOPPA南草津駅前 園	525-0050	南草津二丁目2-4 パデシオン南草 津駅前 1F	-	-	-	○	-	-	-	
50	社会福祉法人くじら	草津くじら保育園	525-0036	草津町1988	-	-	-	○	-	-	-	
51	社会福祉法人京滋会	草津コスベル保育園	525-0044	草津市岡本町773	-	-	-	○	-	-	-	
52	社会福祉法人草津保育園	草津保育園	525-0054	東久倉一丁目3-22	-	-	-	○	-	-	-	
53	社会福祉法人聖パウロ会	光泉カトリック保育園	525-0055	野篠町362	-	-	-	○	-	-	-	
54	社会福祉法人ご縁会	さくらトリック保育園	525-0034	草津一丁目4-27	-	-	-	○	-	-	-	
55	有限会社ボンサンス	第二あおば南草津保育園	525-0055	野篠町3001	-	-	-	○	-	-	-	
56	有限会社ボンサンス	第三あおば草津保育園	525-0032	大野三丁目1-31 terrace 1sm. 2-1	-	-	-	○	-	-	-	
57	特定非営利活動法人スポ キッズ	玉川たちち小規模保育園	525-0059	野路九丁目1-38	-	-	-	○	-	-	-	
58	株式会社成基	TAMランド草津園	525-0027	野村一丁目3-2 SKキューブ 1F	-	-	-	○	-	-	-	
59	株式会社成基	TAMランド野路つぼみ園	525-0059	野路八丁目16-11	-	-	-	(辞退)	-	-	令和6年3月31日で事業廃止	
60	特定非営利活動法人スポ キッズ	西浜川たちち小規模保育園	525-0025	西浜川一丁目16-51	-	-	-	○	-	-	-	
61	有限会社オフィス豆の木	豆の木保育園	525-0032	大野一丁目7-1-109号 TOWER・111	-	-	-	○	-	-	-	
62	有限会社オフィス豆の木	豆の木保育園アトラスタワー	525-0032	大野一丁目9-1-109号 クロスアベ ニュー草津	-	-	-	○	-	-	-	
63	社会福祉法人檸檬会	レイモンド東久倉保育園	525-0054	東久倉一丁目5-18	-	-	-	○	-	-	-	
64	一般社団法人未来会	みらいのむら保育園	525-0027	野村一丁目15-20	-	-	-	○	-	-	-	
65	医療法人コス小児科	病児保育室 オルミス	525-0027	野村八丁目3-10	-	-	-	-	○	-	-	
66	社会医療法人誠光会草津総 合病院	病児保育室 陽だまり	525-8585	矢野町1660	-	-	-	-	○	-	-	
67	特定非営利活動法人エス ピーオー子どもネットワー クセンター天宮村	草津市ファミリー・サポート・セン ター	525-0033	東草津一丁目1-15	-	-	-	-	-	○	-	

※「併用不可」：当該施設においては、預かり保育事業を平日8時間かつ年間200日以上実施されているため、預かり保育の保育料のみが無償化の対象となります。
「併用可」：当該施設においては、預かり保育事業が平日8時間未満または年間200日未満で実施されているため、預かり保育の利用に加え、認可外保育施設等(2)(4)(5)(6)を利用される場合も保育料が上記額の範囲内で無償化の対象となります。